

独立行政法人自動車事故対策機構業務方法書

平成15年10月1日
機構規程第1号

- 改正 平成23年3月30日 平成23年機構規程（援護）第3号
改正 平成26年9月8日 平成26年機構規程（企画）第7号
改正 平成27年4月1日 平成27年機構規程（企画）第4号
改正 平成31年3月19日 平成31年機構規程（援護）第10号
改正 令和元年11月5日 令和元年機構規程（総務）第25号
改正 令和2年3月10日 令和2年機構規程（援護）第4号
改正 令和5年4月14日 令和5年機構規程（企画）第8号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 業務の方法

- 第1節 指導及び講習の実施（第3条・第4条）
第2節 適性診断の実施（第5条・第6条）
第3節 療護施設の設置及び運営（第7条・第8条）
第4節 介護料の支給（第9条・第10条）
第5節 生活資金の貸付け（第11条－第16条）
第6節 自動車損害賠償保障制度の周知宣伝（第17条）
第7節 調査、研究及びその成果の普及（第18条）
第8節 附帯業務（第19条）

第3章 内部統制システムの整備に関する事項（第20条－第34条）

- 第1節 基本的事項（第20条－第22条）
第2節 中期計画等の策定及び評価（第23条）
第3節 内部統制の推進（第24条）
第4節 リスク評価と対応（第25条）
第5節 情報システムの利活用、情報セキュリティ及び情報の適切な管理（第26条－第28条）
第6節 監事、監事監査及び内部監査（第29条・第30条）
第7節 内部通報及び外部通報（第31条）
第8節 入札及び契約（第32条）
第9節 予算の適正な配分（第33条）
第10節 職員の人事及び懲戒（第34条）

第4章 雜則（第35条－第37条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の業務の方法等について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号。以下「機構法」という。）第3条の目的を達成するため、その業務を効率的かつ効果的に運営するものとする。

第2章 業務の方法

第1節 指導及び講習の実施

(指導及び講習の実施)

第3条 機構は、機構法第13条第1号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第48条の4第2項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第23条第2項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習、運輸規則第48条の5第1項第1号及び安全規則第24条第1項第1号の規定に基づき国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習並びに運輸規則第48条の12第2項及び安全規則第31条第2項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習（以下「指導講習」という。）を行うこと。
 - (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第22条及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第15条の規定に基づく自動車運送事業者の輸送の安全性の向上を図るための取組を支援するため、機構法第13条第1号に規定する自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し業務の実施状況等を確認し、それを踏まえて助言、提案その他の指導及び講習を行うこと（以下「運輸安全マネジメント関係業務」という。）。
- 2 指導講習及び運輸安全マネジメント関係業務は、理事長が指名した職員、事業用自動車の運行の管理に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから理事長が専任講師として委嘱したものその他指導講習若しくは運輸安全マネジメント関係業務の項目に関し専門的な知識又は経験を有する者により、行うものとする。

(手数料)

第4条 機構は、前条第1項に規定する業務の提供を受ける者から別に定める手数料を徴収するものとする。

第2節 適性診断の実施

(適性診断の実施)

第5条 機構は、機構法第13条第2号の業務（同条第9号の業務として行う適性診断を含む。）として、運輸規則第38条第2項及び安全規則第10条第2項の規定に基づき国土交通大臣が認定する適性診断並びに一般診断（運転性向の基本要因に係る諸特性を明らかにするため行う基礎的な適性診断をいう。以下同じ。）並びに特別診断（一般診断で見出すことが困難な諸特性を明らかにするため行う多角的な適性診断をいう。）を行うものとする。

2 適性診断は、理事長が指名した職員及び職員以外の者で心理学又は医学に関し専門的な知識経験を有するもののうちから理事長が適性診断専門委員として委嘱した者により、行うものとする。

(手数料)

第6条 機構は、前条第1項に規定する業務の提供を受ける者から別に定める手数料を徴収するものとする。

第3節 療護施設の設置及び運営

(療護施設の設置及び運営)

第7条 機構は、機構法第13条第3号の業務として、自動車事故による被害者で後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行うに適した施設を設置し、並びにこれらの者を治療及び介護の必要性、脱却の可能性、所得の状況等を総合的に判断して当該施設に収容し、並びに収容した者に対し適切な治療及び養護を行うものとする。

(入院の要件)

第8条 前条の施設に入院することができる者は、自動車事故により脳損傷を生じ、次に該当する重度の精神神経障害が継続する状態にあるため、治療及び常時の介護を必要とする者とする。ただし、これらの者の入院に支障のない範囲内において、理事長が特に必要があると認めた場合には、その他の者も入院することができる。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。
- (5) 声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である。
- (6) 目を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。

第4節 介護料の支給

(介護料の支給)

第9条 機構は、機構法第13条第4号の業務として、自動車事故により介護を必要とす

る後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令（平成15年国土交通省令第106号。以下「機構省令」という。）第31条で定める基準に適合するもの（以下「受給資格者」という。）に対し、次に掲げる種別に応じ、介護料を支給するものとする。ただし、受給資格者のうち自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号。以下「自賠令」という。）別表第一に定める第一級又は第二級の認定を受けていないものについては、事故後18ヶ月以上経過し、障害症状が固定したものに対して介護料を支給するものとする。

(1) I種受給資格者

自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を生じ、常に介護を必要とする者であって、自賠令別表第一に定める第一級に該当する介護を要する後遺障害をもたらす傷害を受けたもの又はこれと同程度以上の傷害を受けたと認められるもの

(2) 特I種受給資格者

前号に掲げる者のうち、脳損傷を生じた者であって前条各号に該当するもの、並びに、高位の頸髄に横断損傷を生じた者であって四肢体幹の運動及び知覚に完全麻痺があり、かつ、人工介添呼吸が必要な状態であって、前条第1号から第3号までに該当するもの

(3) II種受給資格者

自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を生じ、随時介護を必要とする者であって、自賠令別表第一に定める第二級に該当する介護を要する後遺障害をもたらす傷害を受けたもの又はこれと同程度以上の傷害を受けたと認められるもの

2 機構省令第31条第1項第1号の「その他これに類する施設」は、次に掲げる施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム

(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災特別介護施設

(5) その他後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、受給資格者の家族等による介護を要しないもの

3 機構省令第31条第1項第2号の「その他の給付であって介護料に相当するもの」は、次に掲げる給付とする。

(1) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定による介護補償

(2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による介護補償

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付及び予防給付

(4) その他介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者に対する給付であつて、介護に要する費用を支弁する目的で給付されるもの

（介護料の額）

第10条 介護料の額は、前条第1項に定める種別に応じ、次に掲げる額とする。

(1) I種受給資格者

月額 166,950 円を上限として、介護に要する費用として支出した額（ただし、当該額が月額 72,990 円に満たない場合は、月額 72,990 円）

(2) 特 I 種受給資格者

月額 211,530 円を上限として、介護に要する費用として支出した額（ただし、当該額が月額 85,310 円に満たない場合は、月額 85,310 円）

(3) II 種受給資格者

月額 83,480 円を上限として、介護に要する費用として支出した額（ただし、当該額が月額 36,500 円に満たない場合は、月額 36,500 円）

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が短期間の治療及び養護を受けることを目的として病院、診療所その他の施設に滞在した場合の介護料の額は、前項に掲げる額と年間 45 万円かつ年間 45 日を上限として当該滞在に係る費用として支出した額との合計額とする。

第 5 節 生活資金の貸付け

（貸付けの実施）

第 11 条 機構は、機構法第 13 条第 5 号及び第 6 号の業務として、同法第 13 条第 5 号及び第 6 号に掲げる被害者であつて機構省令第 32 条で定める基準に適合するものに対し、次に掲げる種別に応じ、当該被害者に必要な資金（以下「生活資金」という。）の全部又は一部の貸付けを行うものとする。

(1) 交通遺児等貸付け

自動車事故により死亡した者の遺族又は機構省令第 33 条で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童に対する貸付け

(2) 不履行判決等貸付け

自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であつて当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるものに対する貸付け

(3) 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け

自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者に対する貸付け

(4) 保障金一部立替貸付け

自賠法第 4 章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者に対する貸付け

- 2 前項の貸付け 1 件当たりの貸付限度額及び貸付方法並びに貸付金の回収期間、回収方法及び利率は、次表のとおりとする。

種 別	1 件当たりの 貸 付 限 度 額	貸 付 方 法	回 収 期 間、回 収 方 法 及 び 利 率
交通遺児等貸付	一時金 15 万 5	当初に一時金を	貸付期間終了後、次に掲げる期

け (機構法第13 条第5号イ)	千円以内及び 月額2万円以内	貸し付けるとと もに月額を義務 教育終了時まで 貸し付ける。	間を据え置き、以後原則20年 間に回収（月賦又は月賦・半年 賦併用による均等額を返済させ る。ただし、繰り上げて返済す ることを認める。） (1) 義務教育を終えて直ちに就 職し、又は自家営業若しくは 家事に従事する者1年 (2) 次条第2号又は第3号の規 定により貸付金の返還を猶予 された者 当該猶予期限を経 過したときから6月 (3) その他の者 6月 (4) (3)の者のうち据置期間経 過後も義務教育を終えないも の 義務教育終了後6月 無利子
	入学支度金4万 4千円	小学校、中学校 又は中等教育学 校に入学の際、 それぞれ一括貸 付け	
不履行判決等貸 付け (機構法第13 条第5号ロ)	10万円以上 100万円以内	一括貸付け	貸付け後1年据え置き、以後 原則10年間に回収（月賦又 は月賦・半年賦併用による均 等額を返済させる。ただし、 繰り上げて返済することを認 める。） 無利子
後遺障害保険金 (共済金)一部 立替貸付け (機構法第13 条第6号イ)	10万円以上 290万円以内	一括貸付け	保険金(共済金)又は保障金 の支払いを受けたときに全額 を一括回収 無利子
保障金一部立替 貸付け (機構法第13 条第6号ロ)			

(貸付金の返還の猶予)

第12条 機構は、前条の貸付を受けた者（以下「利用者」という。）が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて貸付金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷い疾病により返還が困難となったとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校及び職業能力開発促進法に規定する職業訓練校に在学しているとき。
- (3) 前号に類する外国の学校に在学しているとき。
- (4) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったと認められるとき。

(貸付金の返還の免除)

第13条 機構法第14条の規定に基づき、機構は、利用者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、貸付金を返還することができなくなったときは、その返還未済額の全部の返還を免除することとする。

2 利用者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、貸付金を返還することができなくなったときは、その返還未済額の一部の返還を免除することができることする。

(返還免除額)

第14条 前条の規定により貸付金の返還を免除することができる額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡した利用者及び自賠令別表第一に定める第一級若しくは第二級に該当する介護を要する後遺障害をもたらす傷害若しくは同令別表第二に定める第一級から第三級までのいずれかに該当する後遺障害をもたらす傷害又はこれらと同程度以上の傷害であると認められるものを受けた利用者については、前条第1項の規定により、貸付金の返還未済額の全部の額

- (2) 自賠令別表第二に定める等級のいずれかに該当する後遺障害をもたらす傷害又はこれらと同程度以上の傷害であると認められるものを受けた利用者（前号に該当するものを除く。）については、前条第2項の規定により、貸付金の返済未済額の一部の額であって労働能力の喪失の程度に応じた額

(政府貸付金の償還免除)

第15条 機構法第18条第2項の規定による政府の機構に対する貸付金の償還の免除は、毎年度その前年度において機構が返還を免除した貸付金の額に相当する額につき、償還期限の早いものから順次行うものとする。

(貸付けに係る債権の履行期限の繰上げ)

第16条 機構は、利用者が支払能力があるにもかかわらず貸付金の返還を怠ったときは、貸付金に係る債権の全部又は一部の履行期限を繰り上げることができる。

第6節 自動車損害賠償保障制度の周知宣伝

(周知宣伝の実施)

第17条 機構は、機構法第13条第7号の業務として、自動車事故による被害者等に対する自動車損害賠償責任保険金（共済金）の請求手続きに関する指導、自動車損害賠償責任保険（共済）の付保率向上のための広報等を行うものとする。

第7節 調査、研究及びその成果の普及

(調査研究等の実施)

第18条 機構は、機構法第13条第8号の業務として、自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する評価の実施及びその結果の公表を行うものとする。

2 機構は、前項に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及するものとする。

第8節 附帯業務

(附帯業務)

第19条 機構は、機構法第13条第9号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 機構法第13条第1号に規定する自動車以外の自動車を運行する事業その他の道路交通に関する事業における運行の安全の確保に関する事務を処理する者に対する運輸安全マネジメント関係業務
- (2) 運輸安全マネジメント関係業務（前号に基づき実施する場合を含む。）を実施する上で必要となる制度の管理及び運用に係る企画及び調整
- (3) 機構法第13条第1号に規定する自動車以外の自動車の運転者に対する適性診断の実施
- (4) 機構法第13条第3号から第6号までに規定する被害者援護業務の制度の周知
- (5) 機構法第13条第4号に規定する介護料の受給資格者に対する相談対応、在宅訪問等による支援の実施
- (6) 国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族等団体に対する相談対応に係る費用の支援の実施
- (7) 機構法第13条第5号イに掲げる児童の健全な育成に資するための支援の実施
- (8) 前7号に掲げるもののほか、機構の業務に附帯する業務の実施

第3章 内部統制システムの整備に関する事項

第1節 基本的事項

(内部統制に関する基本方針)

第20条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための

体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人運営に関する基本的事項）

第21条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第22条 機構は、以下の事項について、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意志決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意志決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 本部・主管支所等会議の開催

第2節 中期計画等の策定及び評価

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第23条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 慎意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

第3節 内部統制の推進

（内部統制の推進に関する事項）

第24条 機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 地方出先機関における内部統制推進責任者の指定

- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との意見交換等の実施
- (8) 内部統制を担当する役員及び内部統制推進部門によるモニタリング体制の運用
- (9) 役職員に対する教育及び研修
- (10) コンプライアンスの推進
- (11) 反社会的勢力への対応方針

第4節 リスク評価と対応

(リスク評価と対応に関する事項)

第25条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フローの明確化
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応（広報方針・体制を含む。）
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 災害等の緊急時に関する対応

第5節 情報システムの利活用、情報セキュリティ及び情報の適切な管理

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第26条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - イ 理事長の指示、機構のミッションを確實に役職員に伝達するための掲示版システムの整備
 - ロ 職員から役員に危機管理等の必要な情報が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - イ 情報システムを活用した効率的な業務運営
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用するための事項

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第27条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
イ 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムに係るリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
ロ 情報漏洩の防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏洩の防止）

(2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
ロ 「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第28条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意志決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する事項を定めるものとする。

第6節 監事、監事監査及び内部監査

（監事及び監事監査に関する事項）

第29条 機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。

(1) 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
ハ 補助者の独立性に関する事項（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る勤務評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

ニ 監事監査規程における権限の明確化

- ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力

- ロ 補助者への協力

- ハ 監査結果に対する改善状況の報告

- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席

- ロ 業務執行の意志決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

- ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み

- ニ 監事と会計監査人との連携

- ホ 監事と内部監査担当部門との連携

- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第30条 機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

第7節 内部通報及び外部通報

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第31条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制担当理事及び監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

第8節 入札及び契約

(入札及び契約に関する事項)

第32条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互牽制の確立
- (5) 隨意契約とすることが必要な場合の明確化

第9節 予算の適正な配分

(予算の適正な配分に関する事項)

第33条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための仕組み及び評価結果を予算の配分に活用する仕組みの整備を行うものとする。

第10節 職員の人事及び懲戒

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第34条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 在籍期間等の人材情報の把握

第4章 雜則

(業務の委託に関する基準)

第35条 機構は、業務を委託することにより効果的に当該業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる業務又は自ら行うことが困難な業務について、それらの業務を行うに適当な能力を有する機構以外の者に委託することができる。

- 2 機構は、前項の規定に基づき業務を委託するときは、受託者との間に当該業務に関する委託契約を締結するものとする。
- 3 機構は、前項の業務の委託をした場合には、その業務に要する費用を負担するものとする。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第36条 機構は、通則法第25条の2第1項の規定に基づく役員又は会計監査人の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、国土交通大臣の承認によつて、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(その他業務の執行に関して必要な事項)

第37条 機構は、この業務方法書に定めるものほか、業務の執行に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成15年10月1日から適用する。

附則（平成23年機構規程（援護）第3号）

この業務方法書は、平成23年9月1日から適用する。

附則（平成26年機構規程（企画）第7号）

この業務方法書は、平成26年10月1日から適用する。ただし、第11条第2項の規定については、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成27年機構規程（企画）第4号）

この業務方法書は、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成31年機構規程（援護）第10号）

- 1 この業務方法書は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行前に第11条第1項第2号の規定に基づきなされた不履行判決等貸付けに係る利子は、なお従前の例による。

附則（令和元年機構規程（総務）第25号）

この業務方法書は、令和元年11月5日から施行する。

附則（令和2年機構規程（援護）第4号）

この業務方法書は、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和5年機構規程（企画）第8号）

この業務方法書は、令和5年4月24日から適用する。